

特別養護老人ホーム グレイシャス春日  
利用料金のご案内

令和4年10月

＜施設サービス費＞

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
施設サービス費		652	720	793	862	929	
加 算	看護体制加算【Ⅰ】口	4					
	看護体制加算【Ⅱ】口	8					
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】口	18					
	個別機能訓練加算【Ⅰ】	12					
	栄養マネジメント強化加算	11					
	日常生活継続支援加算【Ⅱ】	46					
	口腔衛生管理加算【Ⅰ】	90/月					
	介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	62	68	74	80	85	
	基本料金と上記の加算合計の8.3%となります。(小数点は以下は四捨五入)						
	介護職員等ベースアップ等支援加算	12	13	14	15	16	
基本料金と上記の加算合計の1.6%となります。(小数点は以下は四捨五入)							

※春日市は5級地で1単位あたり10.45円になりますので上記の合計×10.45が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

※口腔衛生管理加算は1月あたりの単位数のため、1日あたりの合計には含まれておりません。

＜居住費・食費＞

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	820 円/日
	第2段階	820 円/日
	第3段階①	1,310 円/日
	第3段階②	1,310 円/日
	第4段階	1,950 円/日
食 費	第1段階	300 円/日
	第2段階	390 円/日
	第3段階①	650 円/日
	第3段階②	1,360 円/日
	第4段階	1,445 円/日

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安

(単位:円)

1割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	61,549	63,979	66,570	69,032	71,397
	第2段階	64,339	66,769	69,360	71,822	74,187
	第3段階①	87,589	90,019	92,610	95,072	97,437
	第3段階②	109,599	112,029	114,620	117,082	119,447
	第4段階	132,074	134,504	137,095	139,557	141,922

2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	158,902	163,761	168,944	173,868	178,598

3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第4段階	185,731	193,020	200,794	208,180	215,275

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階(1,950円)となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になることがございますので、ご了承ください。

## ※その他の各種加算料金

初期加算	30単位	入所した日から起算して30日以内(1日につき)
安全対策体制加算	20単位	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。(入所時に1回)
療養食加算	<u>6単位</u>	医師の指示による特別食を提供する場合(1食につき)
外泊時費用	246単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する(1日につき)
退所前訪問相談援助加算	460単位	退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)
退所後訪問相談援助加算	460単位	退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合。(1回につき)
退所時相談援助加算	400単位	退所時に退所後のサービスについて相談援助を行った場合。(1回につき)
退所前連携加算	500単位	退所後のサービス利用について調整を行った場合。(1回につき)
看取り介護加算【Ⅰ】	72単位	死亡日以前31日以上45日以下(1日につき)
	144単位	死亡日以前4日以上30日以下(1日につき)
	680単位	死亡日の前日及び前々日(1日につき)
	1280単位	死亡日
サービス提供体制強化加算【Ⅱ】	18単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6単位	介護職員総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上、常勤職員100分の75以上、介護福祉士100分の50以上のいずれか
日常生活継続支援加算	46単位	介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上。かつ新規入所者のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。(1日につき)
個別機能訓練加算【Ⅱ】	20単位	個別機能訓練加算【Ⅰ】を算定している入所者について、機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって実施のために必要な情報を活用。(1月につき)
経口移行加算	28単位	計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。(1日につき)
経口維持加算【Ⅰ】	400単位	著しい摂食障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。(1月につき)
経口維持加算【Ⅱ】	100単位	著しい摂食障害を有し水飲みテスト等により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。(1月につき)
在宅復帰支援機能加算	10単位	家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する調整を行っている場合。(1日につき)
在宅・入所相互利用加算	40単位	要介護3から要介護5までの者に在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分に行っている場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
口腔衛生管理加算【Ⅰ】	<u>90単位</u>	歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。(月1回算定)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)
排せつ支援加算	100単位	排泄に介護を要する入所者に対し、支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。(1月につき)
褥瘡マネジメント加算	10単位	褥瘡の発生と関連の強い項目について、計画的に管理した場合。(1月につき。3か月に1回ごと)
再入所時栄養連携加算	200単位	医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入院時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合。(1回につき)
配置医師緊急時対応加算	650単位	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し入所者の診療を行った場合。(1回につき)
	1300単位	配置医師が施設の求めに応じ、深夜に施設に訪問し入所者の診療を行った場合。(1回につき)
生活機能向上連携加算	100単位	外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。(1月につき)
介護ロボットの活用の推進	18単位	見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合。(1日につき)
在宅サービスを利用した時の費用	560単位	入所者が施設より提供される在宅サービスを利用した場合。(1月に6日限度で1日につき)

※その他の各種加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

○病院受診代、歯科受診代、健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)、理美容代、入居者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代・レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。